

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年12月14日)

- 1 急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金について 【治山砂防課】……1ページ
- 2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【道路建設課】……2ページ

県土整備部

急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金について

平成 24 年 12 月 14 日
治 山 砂 防 課

平成 24 年 2 月議会で附帯意見のあった「急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金の廃止を含めた低減」について、「個人負担低減補助制度」及び「利子補給制度」を検討しています。

【検討内容】

① 全ての急傾斜地崩壊対策事業について、個人負担低減補助制度を創設

補助の内容：市町が個人負担額を低減した場合に、その額の 1/2 を県が補助する。

※受益者負担金の廃止については、

- ・急傾斜地法においては、特別の受益者に対して工事費用の一部を負担させることがむしろ衡平であると考えられている。
 - ・市町からも、受益者が限定されること、対策済み箇所との公平性、市町負担の増になることなどにより、廃止は不相当との意見が多かった。
- 以上のことから受益者負担金の廃止は不相当と判断した。

(交付金事業) 事業主体: 県

受益者負担金	(県費負担分) 受益者負担を除いた 1/2	(国費負担分) 受益者負担を除いた 1/2
--------	--------------------------	--------------------------

(単県事業) 事業主体: 県

受益者負担金	(県費負担分) 受益者負担を除いた全額
--------	---------------------

(単県小規模事業) 事業主体: 市町

受益者負担金	(市町費負担分) 受益者負担を除いた 1/2	(県費補助) 受益者負担を除いた 1/2
--------	---------------------------	-------------------------

(20or10or5%)



- ※ 20%: 基本となる受益者負担金相当額(国の通達による)
- 10%: 大規模斜面関連又は公共施設関連又は避難関連又は災害弱者関連
- 5%: 大規模斜面関連かつ公共施設関連又は避難関連又は災害弱者関連

(20or10or5%)



② 全ての急傾斜地崩壊対策事業について、利子補給制度を創設

補助の内容：個人負担に充当するための金融機関等からの借入利子相当額に対し、市町が補助する場合に、その額の 1/2 を県が補助する。

【今後のスケジュール】

- H24. 12月中旬：市町へ検討状況説明
- H25. 2月：2月県議会に提案
- 4月：補助制度開始

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	県土整備部 摘要
道路建設課 〔東部総合事務所〕 〔県土整備局〕	国道178号(岩美道路)改良工事 (6工区)(補助)	岩美郡 岩美町 本庄	大和建设(株) 取締役社長 竹中 由紀夫	(当初契約分) 99,015,000円 (第1回変更後契約額) 99,076,950円 〔 (変更額) 61,950円〕	平成24年4月2日 ~ 平成24年11月5日	平成24年3月30日 (第1回変更契約年月日) 平成24年11月5日	制限付 一般競争入札 (7社)